

農業者の視点から捉える農福連携について

—福祉事業所への農作業委託を中心に—

専門職 小室 文昭

目次

- | | |
|----------------|---------|
| 1. はじめに | 3. 課題等 |
| 2. 農業者の農福連携の状況 | 4. おわりに |

1. はじめに

障がい者等が農業分野で活躍することにより社会への参画を実現していく取り組みである農福連携は、近年、政府による農福連携等推進会議¹の開催、農福連携等推進ビジョン²の策定など、国を挙げて取組推進の動きがみられる。

障がい者の自信や生きがいの創出につながる農福連携は、農業の人手不足への対応としても意義ある取組みと考えられている。

当研究所は、従前より農福連携にかかる調査研究を行ってきたが、令和5年からは農業者の人手不足への支援策としての農福連携にも着目し、優良事例の調査や各種マニュアル、ニーズ喚起資材（動画、リーフレット）³の作成や地域への取組みの支援を行ってきた

（写真）⁴。それらの取組みの中で、既に農福連携を実践されている関係者や、新たに農福連携に取り組みたいという方々からの声も聞くことができた。

本稿では、農業者による人手不足への対応という面から農福連携を考えてみたい。

（写真）堆肥の袋詰め作業における農福連携の様子



（筆者撮影）

2. 農業者の農福連携の状況

（1）農業者の農福連携の形態

本稿において「農業者の視点から捉える農福連携」とは、農業者が一方の当事者となる農福連携を意味し、その場合、主に以下の形態が考えられるが、以下、断りのない限り②の農福連携について述べることにする。

① 農業者による障がい者の雇用

- 1 首相官邸HP 政策会議 農福連携等推進会議
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/nousui/noufuku_suishin_kaigi/index.html
- 2 首相官邸HP（2024改訂版）
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/nousui/noufuku_suishin_kaigi/pdf/2024_kaiteiban.pdf
- 3 JA共済総合研究所「農業・暮らしを守る」コーナー
<https://www.jkri.or.jp/nougyou-kurashi/> 2026年1月29日
- 4 写真は当研究所の支援のもとで農福連携がスタートした一例である。

② 農業者から就労継続支援事業所（以下「福祉事業所」という。）等への農作業委託

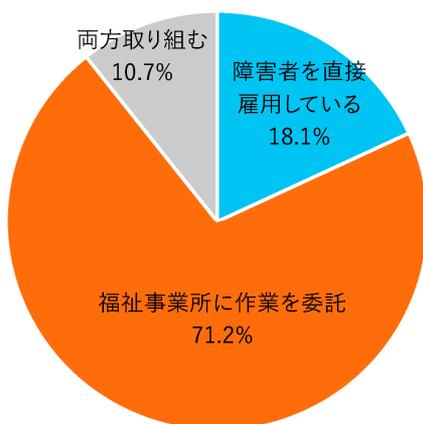
(2) 取組状況と傾向

農福連携の取組状況について、全国的な実施件数や実施農業者数を示す統計データ等は確認できなかったことから、一般社団法人日本基金が福祉事業者や農業経営体（以下本稿では「農業者」という。）等に対して実施した「農福連携に関するアンケート調査結果」（以下「アンケート結果」という。）⁵により傾向等を確認していくこととしたい。

① 農業者

農福連携に取り組む農業者の障がい者等の受入形態については、アンケート結果によれば、「福祉事業所に作業を委託」が71.2%と最も多く、次いで「障がい者を直接雇用している」の18.1%、「両方に取り組んでいる」の10.7%となっている（図表1）。これは、雇用に比べ人手が欲しい時に柔軟に対応できる作業委託を志向する割合が高いことを示していると思われる。

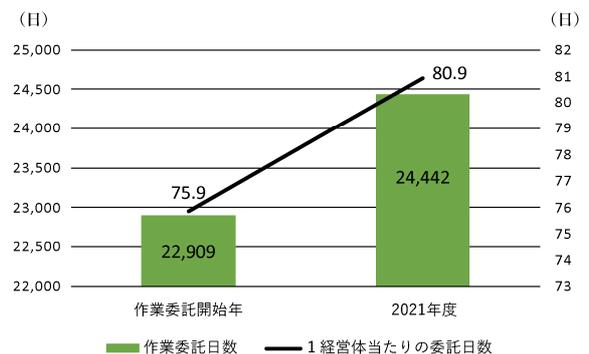
（図表1）障がい者等の受入形態（n=431）



（出典）一般社団法人日本基金「農福連携に関するアンケート調査結果」（令和5年3月17日）P23より引用

また、福祉事業所等への農作業委託日数や委託件数については、回答のあった農業者の2021年度の農作業委託日数は24,442日であり、作業委託開始年に比べ6.7%（1,533日）増加している（図表2）。

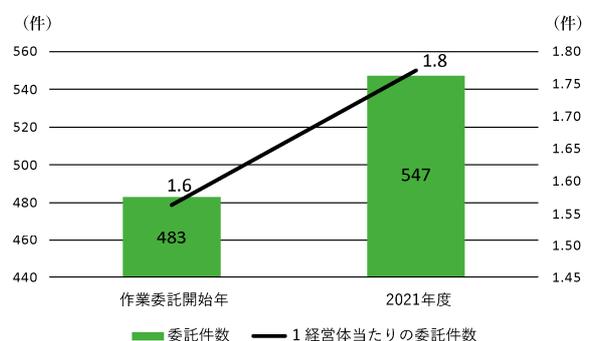
（図表2）年間作業委託日数と1経営体当たりの委託日数の推移（n=302）



（出典）一般社団法人日本基金「農福連携に関するアンケート調査結果」（令和5年3月17日）P27より引用

そして、同年度の委託件数も547件と、作業委託開始年に比べ13.2%（64件）増加しており（図表3）、委託日数、委託件数とも増加傾向にあったことが確認できる。

（図表3）年間作業委託件数と1経営体当たりの委託件数の推移（n=309）



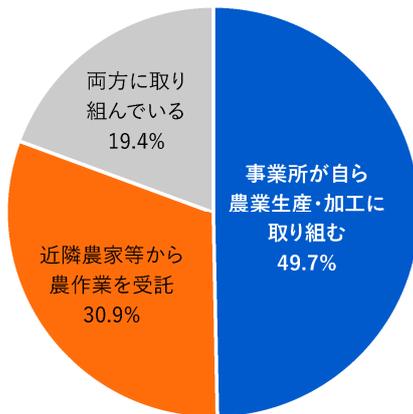
（出典）一般社団法人日本基金「農福連携に関するアンケート調査結果」（令和5年3月17日）P27より引用

5 一般社団法人 日本基金「農福連携に関するアンケート調査結果」（令和5年3月17日）
<https://noufuku.jp/wprs/wp-content/uploads/2023/04/r4-survey.pdf> 2026年1月29日

② 福祉事業所

作業の受託者である福祉事業所の取組状況についてもアンケート結果により確認することができる。それによると、農福連携を行う福祉事業所の農業活動の主な取組形態割合のうち、「事業所が自ら農業生産・加工に取り組む」のみが全体の49.7%を占め、「近隣農家等から農作業を受託」のみが30.9%、「両方に取り組んでいる」が19.4%となっており（図表4）、農作業を受託している福祉事業所の割合が合計で50.3%に達していることが確認できる。農福連携に取り組む福祉事業所の約50%が農作業を受託していることとなる。

（図表4）農業活動の主な取組形態（n=811）



（出典）一般社団法人日本基金「農福連携に関するアンケート調査結果」（令和5年3月17日）P3より引用

次に、農作業の受託農家数および受託日数の状況について確認する。

回答のあった福祉事業所の2022年の1事業所当たりの農作業受託農家数は平均3.8戸であり、取組開始時の受託農家数に比べ1.8戸（90%）増加している（図表5）。もともと限定的に農作業受託をしていた福祉事業所が多かったと思われるが、徐々に受託農家数を増やしている傾向が窺われる。

（図表5）受託農家数（n=329）



（出典）一般社団法人日本基金「農福連携に関するアンケート調査結果」（令和5年3月17日）P9より引用

また、2022年の1事業所当たりの年間平均作業日数は、118.5日であり、取組開始時から28.4日間（31.5%）増加している（図表6）。

（図表6）年間作業日数（n=333）



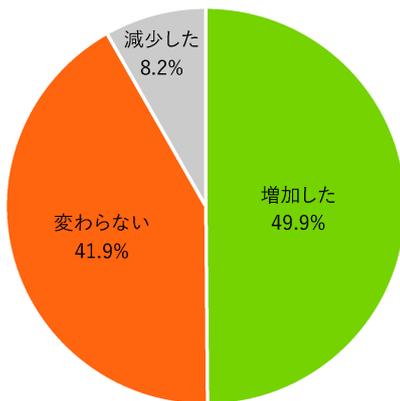
（出典）一般社団法人日本基金「農福連携に関するアンケート調査結果」（令和5年3月17日）P9より引用

一概には言えないが、平均受託農家数の増加率に比べ、平均作業日数の増加率が小さいのは、必ずしも新規に受託をした農家1戸当たりの作業日数が既存の受託農家の作業日数と同水準ではないということを示唆していると思われる。つまり、これまでのまとまった作業量（日数）を委託する農家に対し、少な

い作業量（日数）であっても委託を行う農家が増えている傾向があるのではと推測する。農作業委託という形態の農福連携が、委託元である農家の規模を問わず広がりを見せていることを示唆しているかもしれない。

最後に、受託件数についても触れておきたい。農家からの受託件数について、5年前と比較して「増加した」と回答している福祉事業所は49.9%に達し、ほぼ半数を占めている。ちなみに「減少した」との回答は8.2%であり、1事業所単位でも受託件数の維持・増加基調であることが窺える（図表7）。

（図表7）農作業受託の作業件数の増減（n=377）



（出典）一般社団法人日本基金「農福連携に関するアンケート調査結果」（令和5年3月17日）P11より引用

3. 課題等

(1) アンケート結果における課題

前述のとおり、農業者の農福連携にかかる取組みについては、受委託の件数や日数等の増加基調が見られ、農業者の農福連携が農業者および福祉事業者それぞれ肯定的に受け入れられていることが窺える結果であった。一方、アンケート結果では農業者の農福連携にかかる課題についても調査が行われている。ここでは農作業を委託している農業者サイド

の感じる主な課題や対応策を示す（図表8、筆者抜粋）。なお、各対応策の末尾の括弧内の数値は、左から「対応策として重要と考えられる」回答率と「実際に取り組んでいる」回答率である。

（図表8）農業経営体における課題

<p>①福祉側の労働時間と農作業の時間帯が合わない等、スケジュールの調整（n=260）</p> <p>➡（対応策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉事業所等と直接相談して作業に来る人数や時間帯に合わせて、農作業のスケジュールを調整する（71.2、71.6） ・時間や人数に関係なく、いつでも作業してもらえる仕事を作る（36.6、34.7）
<p>②障がい者等とのコミュニケーション（n=250）</p> <p>➡（対応策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作業を委託する福祉施設の職員等から接し方を聞く（60.9、57.3） ・日々、農作業で障がい者等と接する中で、徐々に理解を深める（49.4、55.9）
<p>③障がい者等に農作業の手順や技術を教えること（n=249）</p> <p>➡（対応策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付き添いの福祉施設の職員に手順等を教え、職員から指導（78.3、84.4）
<p>④トイレ等の設備（n=242）</p> <p>➡（対応策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省等の補助金を利用して、トイレや休憩所を設置（71.1、10.1） ・自費でトイレや休憩所を設置（29.6、51.3） ・圃場の近くのスーパーや公衆トイレ等を利用する（24.3、42.2）

（出典）一般社団法人日本基金「農福連携に関するアンケート調査結果」（令和5年3月17日）

それぞれの課題について、多少私見を述べる。

① 福祉側の労働時間と農作業の時間帯が合わない等、スケジュールの調整

作業委託における労働時間（作業時間）については、二つのポイントがあると思われる。一つ目は、福祉事業者から作業場までの移動の問題である。農地や集荷場での作業が多いことから、福祉事業所外での作業として事業所から車等で移動して作業場に向かうこととなる。よって、その移動時間がどの程度かかるかが作業開始の時刻や作業可能時間に大きく影響することとなる。筆者も農福連携の取組みを支援する際に作業委託の説明のため複数の福祉事業所を訪問したことがあるが、移動時間が取組可否の一つの判断要因になることを知った。その際、あくまでも一例であるが、当該地域においては、片道30分以内の移動時間が取組みの目安となっているように感じた。

二つ目が、福祉事業所のサービス提供時間についてである。事業所によって営業している時間は異なるが、多くの事業所で利用者が午前9時前後に事業所に到着し、その後の作業時間帯を午前10時から長くて午後4時頃まで（作業時間は2～4時間）を目安としているようである。

このように、農福連携においては農家が希望する作業開始時刻や時間帯に合わせにくいといった面がある。この点、福祉事業所の営業時間やサービス提供時間については、事業者の自由な設定が可能とされており、作業時間のシフト等を福祉事業所サイドと調整する余地は残されていると考える。その場合であっても、利用者の体調に配慮した対応等が求められるのは言うまでもないことであろう。

② 障がい者等とのコミュニケーション

内閣府の「令和7年版 障害者白書（全体版）」⁶によれば、国内の障がい者数の概数は1,153万人であり、国民のおよそ9.3%が何らかの障害を有していることとなる。この数字だけを見れば日頃健常者が障がい者と接する機会があっても珍しいことではないように思われるが、実際には福祉関連の就業者である場合等を除き、日常的に障がい者と接するケースは稀であると考ええる。このため農業の現場でコミュニケーションを図る際は、福祉事業所の指導員の助言が欠かせないのではないだろうか。そして、日々の業務を共に行う中で、徐々にお互いを理解しコミュニケーションが深まるといった経過をたどるのではないかとと思われる。福祉事業所の指導員はその橋渡しをしてくれる存在であり、不可欠な存在と考える。

③ 障がい者等に農作業の手順や技術を教えること

この課題についても福祉事業所の指導員が重要な役割を果たしている。農家サイドから農業の技術や手順をダイレクトに障がい者に教えるのではなく、直接は指導員に教える。そしてそれを利用者（各障がい者）の個性や能力を認識している指導員が教えることで、農作業の技術や手順がスムーズに伝わるのではないかとと思われる。農福連携の現場において障がい者に対し一定割合配置されている指導員の重要な業務と考える。

④ トイレ等の設備

トイレは人間の生理現象にかかわる事項であり、避けて通れない課題である。集荷場等における施設内の作業であれば、その施設

6 内閣府HP 令和7年版 障害者白書（全体版）本文 参考資料 障害者の状況
https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r07hakusho/zenbun/siryo_01.html 2026年1月29日

のトイレを使用することができる一方、農業として一般的にイメージされる屋外の農地ではトイレを設置しているケースは少ないと思われる。対応方法としては新たにトイレを設置することが考えられ、農林水産省等の農福連携にかかる補助金においてもトイレの設置にかかる助成が用意されている。ただし、その場合でも、助成対象が法人等のみで個人は対象外であるなどの制限があり、また、仮に補助金を使用可能であったとしても、一定の自己負担が必要となるケースもある。仮設トイレの購入価格は通常数十万円からで、レンタルの場合はひと月数万円で借りることができるが、トイレの種類により給排水工事や排せつ物の自己処理が必要となる。このような費用の発生等を考慮した結果、設置に二の足を踏むことが多いのではないかと考える。

次に、農作業委託を行う農家が自らトイレの設置を行わない場合には、近隣における既存のトイレを利用することが考えられる。作業場が農家宅から近い場合には、自宅のトイレを使用することができるし、自宅以外でも、公共施設があれば利用が可能なケースがある。さらに、コンビニ、スーパーでも利用が認められることもある。ただし、公共施設での利用は管理者の理解が必要な場合や、スーパーやコンビニにおいては一部のチェーン店を除き店舗での物品の購入が実質的に必要なこともある。近隣にある既存のトイレを利用する場合には、トイレまでの移動時間も考慮する必要がある。極端なケースとして、仮に作業場からコンビニまでの移動時間に数十分要し、往復で1時間ほどかかるとしたら、それだけで作業時間のロスとなってしまうことになる。この場合は、そもそもそのような場所での作業委託が現実的でないとの結論に至るのではなかろうか。逆に言えば、現状作業場とトイレの移動による作業時間のロスが軽

微なものとしてみなせる場合に、農福連携が取り組まれていると言えるのかもしれない。

以上、アンケート結果で挙げられている課題についてみてきたが、最後にそれぞれの対応策について、「対応策として重要と考えられる」回答率と「実際に取り組んでいる」の回答率の傾向について触れることとする。

まず、上記①～③については両項目が比較的近い水準の回答率になっている。これに対し④は、「農林水産省等の補助金を利用して、トイレや休憩所を設置」について「対応策として重要と考えられる」回答が70%を超えているものの、「実際に取り組んでいる」との回答が10%と、重要性の認識と実際の行動に著しい乖離があることが確認される。前述のとおり、④が人間の生理現象等にかかる課題であり重要性があるとの回答が多い一方、実際の設置には逡巡とする傾向を示している。逆に興味深いのは、他の対応策である「自費でトイレや休憩所を設置」や「圃場の近くのスーパーや公衆トイレ等を利用する」については「実際に取り組んでいる」との回答が多い点である。重要性の認識は低いが、現実的な対応としてやむを得ず取り組んだという傾向があるのではないか。

(2) 実践者からの声

前述のアンケート結果以外の声として、地域で農福連携を実践しているJAの担当者にヒアリングを行うことができたので紹介する。

① A農協

(ア) 取組経緯

地域課題の把握のために実施したアンケート調査において、最重要課題として「人手不足」が明らかになったことから、その解決策として農福連携に注目。農業者と福祉事業所の仲介者として取組みを開始した。

(イ) 最近の取組状況

令和6年度は14生産部会で実施。作業件数は18件、委託福祉事業所数は6カ所で、現在も積極的に取組事業所を開拓中。従事障がい者延べ人数は約60名。口コミで中規模の農家からの新規委託もあるが、リピーターからの委託が中心となっている。

対象作業は、水稻における田植え時の補助作業（苗箱運搬、肥料散布補助等）、その他農作物の収穫後の計量と箱詰め作業等である。

(ウ) 組合員からの感想

労働力の軽減につながっている等概ね前向きの評価が得られている。ただし、作業時間等に対しては要望も伝えられている。

(エ) 課題等と認識していること

上記(ウ)で述べたとおり、時間にかかる要望が多い。早朝での作業への対応や、作業時間帯自体の長時間化を求める農業者が少なからずいる。現状福祉事業所から多少早めに来てもらうことなどして対応しているケースがある。

(オ) 今後の農福連携について

農福連携にかかる農業者の需要は今後もあると思われることから、課題について工夫しつつ取り組んでいきたい。

② B農協

(ア) 取組経緯

組合員に対する経営意向調査に併せて労働力確保の関心の有無について追加質問を行ったところ、無料職業紹介所等よりも農福連携を求める声が多く上がったことから、農福連携について検討を開始した。福祉事業所へ事業への参画を打診する一方、地元行政へも参画を打診し、関係者による支援連絡協議会を発足させ事業を開始した。

(イ) 最近の取組状況

令和6年度の実施組合員数は21名で、他にスイカ組合が実施していたり、馬鈴薯の選果場でもJAが委託者となり行われている。作業件数は780件で、委託福祉事業所数は9カ所、従事障がい者延べ人数は2,196人であった。令和7年度は途中経過であるが、実施組合員数、従事障がい者数とも減少している。減少した理由としては、近隣において企業が福祉事業所に作業委託を行ったことや、大規模農家において長年出荷していた作物の生産を取りやめたこと等が挙げられる。

なお、農家サイドからの需要は落ち込んでいるわけではなく、概ね安定的に需要は発生していると思われる。

対象作業は、除草・マルチ剥がし、ハウス内の片付け、ビニールトンネル作業、露地野菜（玉ねぎ、生姜等）の収穫等である。

(ウ) 組合員からの感想

作業自体についてはおおむね肯定的な反応が得られている。

(エ) 課題等と認識していること

福祉事業所のスタッフが減少傾向であり、農福連携実施の際に指導員不足につながる可能性がある。

(オ) 今後の農福連携について

農業者の農業労働力の需要を全て農福連携で賄うことは難しい面もあると思われるので、他の労働力確保の手段も考えていく必要があるが、農福連携自体については農業者からの需要はあり、また実施内容自体についての評価は肯定的である。よって、今後も取組みの維持・拡大を図っていきたい。

4. おわりに

今回、農業者の農福連携に注目し、既存のアンケート結果を踏まえ足元の取組状況や課題とその対応策、さらには実践者へのヒアリング結果を掲載した。農福連携の取組自体は前向きな評価を受けており、今後も取組みを継続していきたいとの現場の意向も確認できた。実践者からの声にもあるように、他の農業労働力確保の手段も併せて取り組む必要があるが、地域の障がい者の社会参画とともに農業者の労働力確保にも有意義である農福連携について、課題解決に工夫を凝らしつつ、今後も取組みの維持・拡大が図られるよう期待し、動向を注視していきたい。

(令和8年1月29日記)